

議案第22号令和2年度狭山市一般会計補正予算（第12号）に対する修正動議

地方自治法（昭和22年法律第67号）第115条の3及び狭山市議会会議規則（昭和42年規則第4号）第17条の規定により、標記のことについて別紙の修正案を添えて提出する。

令和3年3月11日提出

狭山市議会議長 加賀谷 勉 様

提出者	狭山市議会議員	大 沢 えみ子
	同	田 中 寿 夫
	同	猪 股 嘉 直
	同	衣 川 千代子

提案理由

狭山市ふれあい健康センターについては、休館を前提とすることなく、緊急事態宣言が解除されたのち速やかに開館するため、当該施設の令和2年度から令和4年度までの期間の指定管理料の限度額を250,000千円としたいので、この案を提出するものである。

別紙

議案第22号令和2年度狭山市一般会計補正予算（第12号）に対する修正案
議案第22号令和2年度狭山市一般会計補正予算（第12号）の一部を次のように
修正する。

第3表債務負担行為補正の表中「195,800千円」を「250,000千円」
に改める。